公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７３号
青森県八戸市柏崎２丁目１番７号　レオパレスＳＡＮＡ102、前住所青森県八戸市大字新井田字丑鞍森８番地10
債務者　舛谷　　祐
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第４２９号
仙台市青葉区八幡２丁目18番15号　針生アパートＡ－１、従前の住所仙台市泉区将監10丁目28番４号
債務者　高橋　佳太
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６号
秋田県秋田市東通８丁目１番52号　ロイヤルガーデン東通202、前住所秋田県大仙市戸蒔字松ノ木117番地５　ムーンハイム105号
債務者　佐々木陽輔
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第１８３号
茨城県ひたちなか市西大島１丁目５番７号
債務者　植田みどり
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１８５号
茨城県笠間市美原４丁目３番15号　ソレアードＡ201
債務者　柏谷　宣子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１８８号
茨城県ひたちなか市はしかべ２丁目11番16号　グランドパルハシカベＡ棟
債務者　康　　來勝
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４８号
千葉県木更津市朝日１丁目６番26号　第２金鈴荘Ｂの18
債務者　黒川　房江
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第５２号
千葉県木更津市清川２丁目16番21号　メゾンユーコＢ201号室
債務者　川島眞由美
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第５７号
千葉県君津市南子安６丁目１番19号　Ａ
債務者　實方　和子（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１２９号
岐阜県本巣郡北方町高屋条里２丁目73番地　品川第一ビルＡ棟　501号
債務者　胡桃澤禎司
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１９３号
岐阜市都通３丁目17番地１　介護老人保健施設　ケアコートみやこ、住民票上の住所岐阜市清本町７丁目40番地２　Ｔａｋｅ　ｏｆｆ　７　202号室
債務者　福井　きぬ
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第７８９号
愛知県春日井市小野町１丁目12番地　カレントはなのき102号
債務者　加藤　真以
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９０７号
名古屋市瑞穂区彌富通２丁目26番地　新瑞橋ロイヤルハイツ２Ａ号
債務者　瀬戸　正昭
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９号
三重県鈴鹿市神戸９丁目12番１号　フラワーガーデン501、前住所三重県亀山市太岡寺町536番地57　太岡寺西浦マンション303号
債務者　デ　ソウザ　ネメチ　グレイジソン（ＤＥ　ＳＯＵＺＡ　ＮＥＭＥＴＨ　ＧＬＥＩＤＳＯＮ）
1　決定年月日時　平成29年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
津地方裁判所破産係